

地域コミュニティの取組に関する調査（大牟田市） 平成25年2月

○大牟田市の概要

人口	123,621	人（校区当たり 1,581人～10,352人）
世帯数	57,517	世帯（校区当たり 675世帯～4,397世帯）
小学校区数	22	校区
自治会等名称	町内公民館	
自治会等数	231	（単位当たり 8世帯～470世帯）
自治会等加入率	34.2%	
行政区長委嘱制度	なし	
地域コミュニティ活性化に向けた取組の単位	校区コミュニティ（小学校区）	

○大牟田市の取組

担当部局	担当部局市民協働部（H25.4.1～）
	<p>1. 担当部局</p> <p>◎市民協働部 地域コミュニティ推進課 コミュニティ担当</p> <p>平成24年度までは市民部の部内室として市民協働推進室があり、この室内に地域コミュニティ推進課を設置していた。平成25年4月の機構改革により設置した市民協働部に配置。（他に、市民協働総務課、生活安全推進室、地域コミュニティ推進課、生涯学習課、人権・同和・男女協働参画室、スポーツ推進室）</p> <p>2. 主な業務内容</p> <p>（1）地域住民組織の総合窓口に関すること</p> <p>①町内公民館等からの相談窓口、各校区町内公民館連絡協議会（以下「校区連協」）、大牟田市町内公民館連絡協議会（以下「大公連」。市とは独立した全市的組織。行政で事務局はしていない）との情報連絡等。</p> <p>②大公連や校区連協、校区まちづくり協議会（以下「校区まち協」）、町内公民館等など地域組織との市としての総合窓口</p> <p>③5人の地域担当職員がおり、1人で4～5校区を担当している。</p> <p>大公連や校区まち協、校区連協が開催する月例会にオブザーバーとして出席し、情報収集、情報交換などを行っており、さらに地域の課題などを把握するため、地域の行事に出向き、地域の皆さんとのコミュニケーションを図っている。</p> <p>（2）地域住民組織への支援</p> <p>①校区まち協への支援</p> <p>校区まちづくり協議会の形成支援や運営（人的、物的、資金的）支援（内容別掲）、啓発・人材育成など「大牟田市地域コミュニティ基本指針」の推進</p> <p>②大公連、校区連協、町内公民館への支援</p> <p>大公連、校区連協、町内公民館へ運営費補助金を交付し、また、公民館（拠点施設等の建物）の建設、補修の一部を補助している。</p> <p>③地域住民組織が設置する防犯灯、街路灯の設置費及び電気料の一部を補助している。</p>

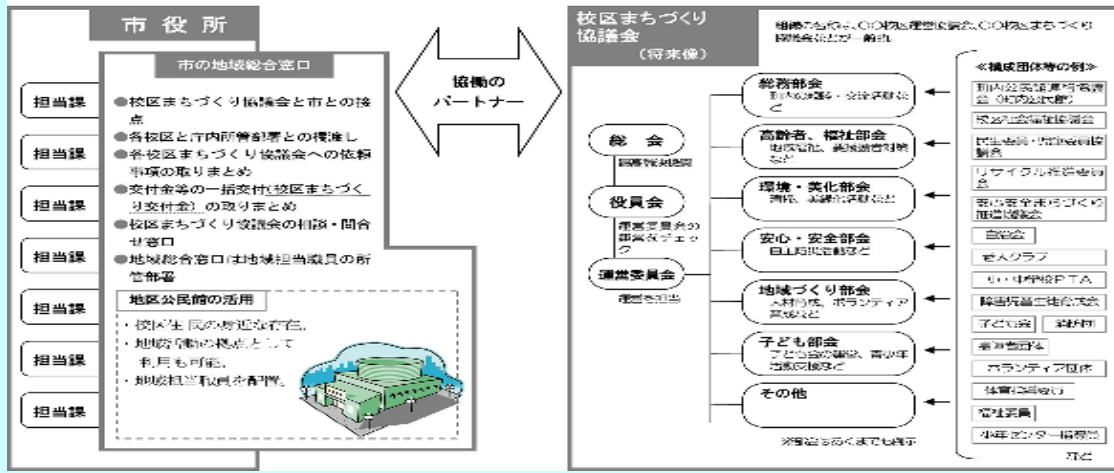
	<p>(3) 地域住民組織との協働事業</p> <p>①大公連との共催で町内公民館研究大会を実施。</p> <p>(4) 地縁による団体の認可等に関すること</p>
	<p>市役所内の部署間連携について</p> <p>地域コミュニティ推進課が地域との窓口として、行政情報の提供や市の事業への参加依頼等を行っている。また、地域からの要望や報告なども担当課へ連絡、協議している。</p> <p>【背景】</p> <p>大牟田市では、地縁組織（自治会、行政区等に該当するもの）を「町内公民館」と呼んでおり、これらが加入する小学校区単位の組織が「〇〇校区町内公民館連絡協議会」（校区連協）で、全小学校区に設置されている。町内公民館とは別に、校区連協に加入していない町内公民館を「自治会」と呼び、ほとんどの校区に存在する。</p> <p>町内公民館の加入率は、少子高齢化や価値観の変化、生活の多様化などから年々低下している。</p> <p>このため、市民との協働で「大牟田市地域コミュニティ基本指針」を平成22年12月に策定し、地域コミュニティの再生に取り組んでいる。</p> <p>【「地域コミュニティ基本指針」の策定について】</p> <p>大牟田市総合計画の主要施策の一つとして「地域コミュニティの形成」を掲げており、機能が低下した地域コミュニティの再生を進めるにあたり、地域コミュニティのあり方やまちづくりの方向性を示すため、平成22年度に「大牟田市地域コミュニティの基本指針」を策定した。</p> <p>基本指針では、新しいまちづくりの推進母体となる地域組織として、小学校区単位で全住民を対象とする「〇〇校区まちづくり協議会」を設立することとし、町内公民館や自治会などの地縁組織と、校区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、小中学校やPTA、消防団など地域のまちづくりに関係する団体・組織で構成することとしている。</p> <p>また、住民・地域（校区まちづくり協議会）・市の役割等も示しており、市は、校区まちづくり協議会の設立を進めることに対し、校区まちづくり交付金制度の構築、校区活動拠点の確保、推進を図る庁内組織の整備、地域担当職員の配置など、校区まちづくり協議会の形成及び運営に対する支援を行うこととしている。</p> <p>現在、校区まちづくり協議会は平成25年12月1日現在、12校区で設立しており、3校区が26年度中に設置することを目標に、準備を進めている。</p>
<p>取組の概要</p> <p>校区まちづくり協議会設立の流れ</p>	<p>【設立の流れ】</p> <p>①小学校区ごとに地域の関係組織団体を対象とした、地域コミュニティ基本指針についての説明会を開催し、新しいコミュニティづくりの理解を求める。</p> <p>②校区連協、校区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会など地域の主たる組織の代表者に集ってもらい、校区の特徴や今までの取組みなどを生かした、その地域の「校区まちづくり協議会」の設立について検討する。</p> <p>③校区内の各関係団体・組織（校区連協、町内公民館、自治会、校区社協、校区民児協、消防団、スポーツ推進委員、小中学校、PTA、その他環境や青少年育成）をピックアップし、設立準備委員会を立ち上げる。（準備委員会へ提案する小委員会を設置することもあり。）</p> <p>④準備委員会で、規約、構成団体、事業計画、予算など設立に必要な事項を作成する。</p> <p>⑤校区まちづくり協議会の役員案の選出を行う。</p> <p>⑥設立総会を開催し、④、⑤について協議するなど、「校区まちづくり協議会」の設立を住民の総意で承認する。</p> <p>【導入時の地域住民や従来の地縁組織の反応】</p> <p>いかに地域住民の皆さんの理解を得ることができるかが重要であるため、市では町内公民館や隣組単位でも、</p>

	<p>説明会を実施している。</p> <p>「町内公民館があるのになぜまた大きな組織を設立するのか?」、「校区単位の組織はすでにあるではないか」「新しい組織をつくとまた役職が増える。」など、いろいろ意見がある一方、「防災や高齢者対策など地域課題を解決するためには、新しい組織が必要である。」などの意見もある。</p>
取組の経過	<p>平成 18 年 総合計画 2006～2015 前期基本計画第 2 期実施計画にコミュニティ基本指針の策定を計上</p> <p>平成 21 年 5 月 地域コミュニティ基本指針 策定方針の決定</p> <p>平成 21 年 7～9 月 基本指針原案の周知と市民意見の収集</p> <p>平成 22 年 12 月 大牟田市地域コミュニティ基本指針を策定</p> <p>平成 22 年 12 月～ 校区まちづくり協議会の形成を各校区へ働きかけ</p> <p>平成 23 年 4 月～ 地域コミュニティ推進課の設置、地域担当職員（5 名）の配置及び校区まちづくり協議会の形成支援を始める。</p>

○校区まちづくり協議会の概要

名称	校区まちづくり協議会	設置数	1 2
設置根拠規程	なし		
組織概要	<p>小学校区内の町内公民館（町内会）、自治会、校区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、PTA、老人会、子ども会等の団体で構成している。役員は、会長、副会長、会計、書記のほか、校区によっては、事務局長を置いているまち協もある。</p> <p>【大正校区まちづくり協議会の例】</p> <p>役員会のほか、運営委員会を毎月実施している。</p> <p>事務局の業務はまちづくり協議会の役員が分担して行っている。副会長 3 名も、総務、福祉、体育とそれぞれ担当を分担している。様々な団体に入ってもらって様々な活動をする関係上、役員がいろいろ分担することになっている。</p> <p>【NPO・ボランティア団体等との関係】</p> <p>校区によっては、各種の活動団体（市民グループ等）もまちづくり協議会の傘下に入っているところもある。様々な特色ある組織が校区まちづくり協議会に加入している。</p> <p>吉野総合まち協では、もともと祭りなど地域密着で校区のまちづくりをする吉野NPOまちづくり委員会が以前から活動しており、現在は、まち協の事業部会で活動している。</p> <p>手鎌まち協では、福祉をテーマに活動するNPO法人大牟田知的障害者育成会が地域への参加と活動を希望して加入した。手鎌まち協として、要援護者対策の充実や、運動会にも誰もが参加できるような種目を設定したことにより、まちづくり協議会組織に溶け込んでいる。</p> <p>倉永まち協では、高齢者福祉関係者等で組織する「倉永ネット」が、が防災訓練やマップ作りを実施している。また、介護事業者が協賛的にまちづくり協議会に入っている地域もある。高齢化も進んでおり、地元住民としてはまちづくり協議会との連携を期待しているところでもある。</p>		

組織図



拠点施設

拠点施設としては、ほとんどが地区公民館や小学校を活用している。
 大正まち協では民間の建物、平原まち協ではアパートを借りて事務所を開設し拠点としている。(家賃は市の交付金制度を活用。)
 また、市では校区コミュニティセンターの設置にかかる基本指針を作成し、各まち協と協議しながら、まち協ごとに順次整備していくことにしている。

事業内容

【主な取組内容】

- ①住民自治機能 総会、定例会議
- ②安心安全な地域社会の形成 防災訓練
- ③生活環境の維持・改善 地域清掃
- ④地域資源の保護・伝承 夏祭り、どんど焼き
- ⑤交流・親睦、支え合い 運動会、グランドゴルフ大会、敬老会
- ⑥青少年の育成・啓発 子ども見守り活動、子どもサロン
- ⑦情報発信・情報共有 回覧板、広報紙の発行 など

【徘徊模擬訓練（大牟田市内の全校区で実施）について】

高齢者の孤独死が社会問題化する中、平成5年に駛馬南校区において、老人クラブ連合会が「向こう三軒両隣大作戦」と称して地域ぐるみで見守り運動を始めたのがきっかけである。平成16年の「はやめ南人情ネットワーク」の取組から始まり、平成18～19年度にかけて他の校区へ広がっていった。そのころはまだまちづくり協議会はなく、校区連協、校区社協、民児協で校区単位の実行委員会がつけられ、そこで模擬訓練などを行っていた。それが少しずつ他の校区へ広がっていき、今は市内全校区で同様の取組が展開されている。まちづくり協議会を設立した校区では、福祉部会の取組としているところが多い。

【校区まちづくり協議会により新しく始まった活動】

以前の校区の取組に比べてみると、校区内の地域課題の解決が活発になり、また、校区全体の取り組みに広がってきている。

①大正校区まちづくり協議会の例

今までは校区連協主催だった運動会を校区まちづくり協議会主催とし、種目にリサイクル競技や玉入れの球をバケツリレーのように運ぶなどの防災訓練の要素を取り入れ、楽しみながら取り組める種目や参加しやすい種目を取り入れた。また、案内も全世帯に出し、参加者が増えた。

②倉永校区まちづくり協議会の例

バス路線の廃止に伴う地域の交通対策として、生活循環バスを運行し、校区内に走らせている。

③上内校区まちづくり協議会

小規模特認校制度を導入している上内小学校へ登下校する校区外の児童の送迎を支援している。

○行政の支援

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">財政的支援</p>	<p>【校区まちづくり交付金】</p> <p>平成23年度から、まちづくり協議会に対して「校区まちづくり交付金」を交付し、運営や活動を財政的に支援している。運営に対する交付金、事業に対する交付金、校区活動拠点に対する交付金など、7つの交付金がある。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">人的支援</p>	<p>【地域総合窓口の設置】</p> <p>「地域コミュニティ基本指針」に基づき、各地域における校区まちづくり協議会の形成に向けた取組などを支援していくため、市民部の中に新たに部レベルでの市民協働推進室を設置した。（平成25年度の機構改革より市民協働部。）</p> <p>併せて、市民生活課より住民組織に関すること及び生涯学習課より町内公民館の窓口に関する事務を移管し、地域総合窓口（地域コミュニティ推進課）を設置した。</p> <p>【地域担当職員の配置】</p> <p>平成23年4月より、5人の地域担当職員を配置した。（受け持ち…1人当たり4校区程度）</p> <p>主な業務は、</p> <p>①地域と行政のパイプ役…地域と行政相互が対等の関係で理解・協力し信頼関係を築いていけるよう、地域と行政との橋渡しのかつ潤滑油となる役割。</p> <p>②まちづくり推進のサポート役…地域と行政が共に住みよい地域づくりを目指すため、校区まちづくり協議会の形成に向けた働きかけや支援を地域と協力しながら進めていく役割。</p>

○取組の効果

<p>【校区まちづくり協議会設立の効果】</p> <p>①校区まちづくり協議会の設立に伴い、多くの自治会の賛同を得ることができ、加入率が増加した。</p> <p>②加入促進活動の成果として、消滅していた町内公民館が復活したり、自治組織がないところに新しく自治会等が設立した。</p> <p>③校区民全員の活動を実施することにしたため、事業への参加者が増えるとともに、地域のきずな、連帯感が強くなった。</p> <p>④地域として協議する場ができ、校区まちづくり協議会のあり方などを再認識することができた。</p>

○今後の課題・展望

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">人材育成・人材発掘</p>	<p>役員に高齢者が多く後継者を育成する必要がある。</p> <p>市職員や市職員OBへの協力を求める声が多く、市としても、職員が地域に溶け込みやすくなるよう、研修など実施している。</p> <p>また、校区まちづくり協議会設立の際は、活動や運営面を担う役員の役割を、できるだけ分散するように指導している。</p> <p>校区まちづくり協議会では、様々な組織・団体が加入することになり、専門的な分野について部会などを通じて、企画立案することも考えられる。</p>
--	---

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">町内公民館の加入率</p>	<p>【地縁組織の加入率や組織数の減少傾向】</p> <p>30～40年前は町内公民館加入率が70～80%あり、広報紙配布などもお願いしてきたが、加入率が毎年低下しており、平成25年度はに33.4%となっている。</p> <p>校区まちづくり協議会の加入率では、校区連協に加入していない自治会等が新たに加入しているため、設立している12校区では51.5%となっている。</p> <p>また、設立後についても加入促進活動を実施しているため、更なる加入率増も期待できる。</p> <p>【職員の自治会加入や自治会活動について】</p> <p>市職員（市外居住者含む）の市内の町内公民館や自治会等の加入率は、70%で市民平均より高いが、さらに高めていく必要がある。</p> <p>市では全職員向け研修会を実施している。平成22年度は「基本指針」の説明のみだったが、23年度は居住している校区ごとに集まる全職員を対象とした。また、25年度は、退職後スムーズに地域に溶け込むことができるよう、58歳から60歳の職員を対象とした地域デビュー研修を行った。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の方向性</p>	<p>【大牟田市の組織再編（平成25年度）】</p> <p>25年4月から「市民協働部」が設置されたが、市としての取組は今まで同様、地域コミュニティ基本指針に基づき、人的、物的、資金的支援を実施していく。</p>